

産業廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設 置 者 名	
施 設 名 称	
設 置 場 所	
問 合 せ 先	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

（産業廃棄物処理施設の維持管理等）

法第十五条の二の三第二項 次の産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

設置又は変更の許可申請書、軽微な変更等の届出書、設置の届出書に記載すべき事項	別添のとおり
--	--------

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

第十二条の七の二 法第十五条の二の三第二項の環境省令で定める事項は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める事項とする。

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第六号	遮断型の産業廃棄物の最終処分場	以下のとおり

イ 埋め立てた産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(状況： 年度分 公表の期限：翌月の末日)

産業廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

ロ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十号の規定による水質検査に関する次に掲げる事項

埋立処分開始前（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

(状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水等を採取した場所	水質検査に係る地下水等を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				

一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
電気伝導率					
塩化物イオン					
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。					

埋立処分開始前（周縁井戸 B）

（状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水等を採取した場所	水質検査に係る地下水等を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				

総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				

電気伝導率					
塩化物イオン					
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、電気伝導率及び塩化物イオンについては、この限りでない。					

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

(状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水等を採取した場所	水質検査に係る地下水等を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二―ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス―一・二―ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				

一・一・一―トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二―トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三―ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（周縁井戸 B）

（状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

地下水の水質検査	基準	水質検査に係る地下水等を採取した場所	水質検査に係る地下水等を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果
アルキル水銀	検出されないこと。				
総水銀	一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム以下				
カドミウム	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
鉛	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
六価クロム	一リットルにつき〇・〇五ミリグラム以下				
砒素	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				

全シアン	検出されないこと。				
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。				
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下				
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム以下				
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム以下				
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき一ミリグラム以下				
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム以下				
チウラム	一リットルにつき〇・〇〇六ミリグラム以下				
シマジン	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下				
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム以下				
ベンゼン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
セレン	一リットルにつき〇・〇一ミリグラム以下				
「検出されないこと。」とは、第三条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。 最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、六月に一回以上測定すること 埋め立てる廃棄物の種類及び保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質に照らして地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については、協議の上、減ずることができる。					

埋立処分開始後（周縁井戸 A 又は地下水集排水設備）

（状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水等を採取した場所	水質検査に係る地下水等を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4 月					
5 月					
6 月					

7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。					

埋立処分開始後（周縁井戸B）

（状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日）

	水質検査に係る地下水等を採取した場所	水質検査に係る地下水等を採取した年月日	水質検査の結果の得られた年月日	水質検査の結果	
				電気伝導率	塩化物イオン
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
最終処分場の周縁の地下水の汚染の有無の指標として電気伝導率及び塩化物イオンの濃度を用いることが適当でない最終処分場にあつては、この限りでない。 電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。					

ハ 最終処分基準省令第二条第二項第一号の規定によりその例によることとされた最終処分基準省令第一条第二項第十一号の規定による措置に関する次に掲げる事項

(状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止	原因の調査	措置を講じた年月日	措置の内容
地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化（その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合				

ニ 残余の埋立容量について一年に一回以上測定を行った年月日及びその結果

(状況： 年度分 公表の期限：測定、試験又は水質検査の結果の得られた日の属する月の翌月の末日)

項 目	測定を行った年月日	測定を行った結果
残余の埋立容量の測定		

ホ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ハの規定による点検に関する次に掲げる事項

(状況： 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	点検の結果、設備の損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
外周仕切設備				
内部仕切設備				

ヘ 最終処分基準省令第二条第二項第一号ホの規定による点検に関する次に掲げる事項

埋立処分終了後（覆いにより閉鎖した埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、閉鎖した区画））

(状況： 年度分 公表の期限：除去又は点検を行った日の属する月の翌月の末日)

(状況： 年度分 公表の期限：措置を講じた日の属する月の翌月の末日)

項 目	点検を行った年月日	点検を行った結果	点検の結果、覆いの損壊又は埋め立てられた産業廃棄物の保有水の浸出のおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
覆いの損壊				

埋め立てられた産業廃棄物の保有 水の浸出				
-------------------------	--	--	--	--